

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

山口県

県では、技能労働者の賃金低下や社会保険への未加入など、就労環境が悪化していることに鑑み、平成25年4月に、設計労務単価を約12%引き上げましたが、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、例年の4月改訂を前倒しし、平成26年2月1日以降に契約する工事について労務単価を更に約6%引き上げることとしたところです。

県では、これらの単価引き上げが確実に賃金の引き上げにつながり、技能労働者の処遇改善等が促進されることが重要と考えています。

については、引き続き、下記事項について適切に対応していただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険等への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険等への加入相当額を適切に含んだ額による下請契約の締結
- 3 下請企業に対する、技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請及び社会保険等への加入指導